

大坂鉄座政策下におけるたたら製鉄業の様相

——安芸国山県郡加計隅屋の事例——

笠 井 今日子*

1. はじめに

たたら製鉄業は、近世期の中国地方における主要な産業の一つとして知られる。その技術は、18世紀代にほぼ完成し盛行期を迎えたとされ、安定した鉄生産形態の確立も同時期に見られたといわれている¹⁾。ただし技術体系の確立後も、幕府・藩による政策や景気動向の変化によって、経営状況が左右される不安定性を孕んでいた。

とりわけたたら製鉄業に重大な影響を与えた事象として注目されるのが、幕府による大坂鉄座政策である。この政策は、近世期を通じて唯一布かれた全国的な鉄流通統制で、従来の鉄市場を強制的に改編する力を有していた。安永9(1780)年から天明7(1787)年にかけて実施された大坂鉄座政策により、各地のたたら製鉄業は一様に窮地に陥ったとされる。この時期に被った経済的打撃は、寛政期における有力鉄師の破産²⁾や、松江藩による鉄師救済³⁾を惹起したと考えられる。大坂鉄座政策は、その期間中のみならず、後のたたら製鉄業の展開に大きな影響を及ぼした出来事であり、たたら製鉄業史研究上看過できない重要な主題の一つであるといえる。

ところが、大坂鉄座政策に関する専論としては、その政策意図を検討した武井氏の研究⁴⁾と、大坂鉄座反対運動の展開を明らかにした山崎氏の成果⁵⁾があるのみで、この政策がたたら製鉄

業に及ぼした影響に関する実証的な分析は、未だに試みられていないといえる。

したがって本稿では、大坂鉄座政策期におけるたたら製鉄業の様相を、特に鉄市場の動向から捉えることで、この政策がもたらした影響を具体的に明らかにしていきたい。

その検討対象として、安芸国山県郡でたたら経営を展開した加計隅屋(佐々木家)を取り上げる。同家の史料は広島大学に寄託され、「加計隅屋文庫」として整理されている。そこに含まれる200点余りの大坂鉄座関係史料は、大坂鉄座政策期におけるたたら製鉄業のあり方を検討する上で欠かせないものであり、本稿もこれに依拠して論を進めていく。

なお、図表は本文末にまとめて掲載する。

2. 大坂鉄座政策の概要

はじめに本論の前提として、武井氏の成果⁶⁾を参考にしながら、大坂鉄座政策の概要を述べておきたい。

大坂鉄座は、安永9(1780)年11月に「銀座加役」として開設された。当時の仕法(前期仕法)は、領内流通分を除く全ての鉄類を大坂鉄問屋へ廻送させる、大坂に荷揚げされた鉄荷物を大坂町奉行・鉄座に申告する、大坂鉄問屋のもとに集積された鉄類を全て鉄座が買い上げて仲買に売却する、鉄座が鉄相場を決定し即銀で取引を行う、鉄問屋・鉄仲買を株とし、仕切額に応じた口銭が鉄座より支払われる、という内容であった。

ところが、5年後の天明5(1785)年9月、

* 広島大学大学院文学研究科(日本学術振興会特別研究員)

鉄座運営の行き詰まりを背景として、大幅な仕法替が行われた。新仕法（後期仕法）では、従来の鉄座による価格決定方式が、鉄問屋と鉄仲買の「相対相場」に変更され、鉄座を介した売買形態も、鉄問屋・鉄仲買による直接取引に改められた。それに伴い、鉄座から鉄問屋・鉄仲買に支払われていた口銭が廃止され、逆に鉄仲買から鉄座へ、鉄荷の取引量に応じた運上銀の納入が義務付けられることになった。このような変化に対し、「即銀同様」による鉄代銀の支払いと、鉄座による鉄流通状況の把握は継続して行われた。

鉄の流通統制と取引の中継による利潤獲得を意図して新設された大坂鉄座だが、運営上の欠陥により、鉄流通状況の把握と不正取引の取締りに業務が縮小される結果になったといえる。そして、仕法替から2年後の天明7（1787）年9月、大坂鉄座は廃止されるに至った。

以上のような大坂鉄座政策の下で、鉄市場は再編を余儀なくされた。既に独自の流通経路を確立させていた鉄師らは、深刻な経済的打撃を被ったと考えられる。その反動は、大坂鉄座反対運動として表出した。

したがって次章では、大坂鉄座反対運動を分析することにより、当時たたら製鉄業が抱えていた問題を抽出していく。さらに、従来看過されてきた大坂鉄座反対運動における鉄問屋の動向にも注目したい。

3. 大坂鉄座反対運動の展開と大坂鉄問屋の動向

3.1 大坂鉄座反対運動の展開

まずは、山崎氏の研究⁷⁾に依拠しつつ大坂鉄座反対運動の展開について整理することで、大坂鉄座政策下において、たたら製鉄業が抱えていた問題を明確にしておきたい。

鉄師らが大坂鉄座反対運動に及んだ主な動機としては、相場の制御による鉄価格下落、大坂

への鉄荷廻送強制による流通経路の限定、前期仕法における鉄仕切の延引、鉄販売量の減少の四点が指摘される。換言すれば、これらがたたら製鉄業を動揺させた大坂鉄座政策期特有の問題であった。

一つ目にあげた鉄価格の下落は、大坂鉄座開設直後から各地鉄師の間で問題視されてきた。これに対する抗議は、従来の相場に応じた価格であるの一蹴されているが、鉄師のもとには大坂鉄座が低価で買い入れた鉄を高値で売り捌いているとの情報も伝わっており、前期仕法期において、利潤を得るための露骨な価格操作が行われていた可能性が指摘される。また、鉄問屋・鉄仲買の相対相場となった後期仕法期における鉄価格の大幅下落は、鉄仲買による運上銀分の価格転嫁に要因を求めるといえる。

二つ目の流通経路の限定は、各地の市場動向を睨みながら販売先を決定することで、より高値での鉄取引を実現してきた従来の「手広商売」を制限し、生産者側による取引価格の引き上げを困難にした。また、精錬を専業とする多くの山県郡鉄師は、隣接する石見地域から直接入手していた素材銑鉄を、大坂鉄仲買から購入しなければならなくなったため、大坂を迂回するための運送日数と経費が嵩み、大きな打撃を受けたとされる。

三つ目の鉄仕切の延引は、前期仕法特有の問題であった。そもそも、全国から大坂へ集荷される厩大で多様な鉄の価格を、全て鉄座で決定するという前期仕法の仕組は実行性に乏しく、加えて、鉄の売行不振を背景とした意図的な仕切遅延が行われた可能性もうかがえるという。仕切遅滞、すなわち代銀支払いの遅滞は、多額の資金を運転させるたたら経営の資金繰りに直接的な影響を及ぼし、廻船業者の大坂逗留費増大という面でも軽視できない問題と認識されていた。

最後に鉄販売量の減少だが、これは特に天明4（1784）年以降で顕著に見られる傾向だという。その要因は、天明の飢饉の影響を強く受けた鉄需要の落ち込みと、取引量に応じて運上銀上納を課せられた鉄仲買による買い入れの縮小にあったようだ。

鉄座反対運動は、こうした状況の打開を目的として行われた。その展開は、訴願先の変化により三期に区分される。

安永9（1780）年から天明3（1783）年にかけての第一期は、鉄師・百姓が自身の属する藩・代官所に対して大坂鉄座廃止を訴える時期であり、訴願運動の範囲が各所領内に止まっている点を特徴とする。当該期においては、鉄価格の下落、鉄販売先の限定、鉄仕切の延引といった、大坂鉄座新設による鉄流通状況の変化が問題とされていた。

第二期に当たる天明4（1784）年から同5（1785）年にかけては、各所領内で大坂町奉行所に対する出願要求の高まりが見られるようになった。鉄価格の低迷や仕切遅滞という従来の問題が深刻化したことに加え、新たに生じた仕法替に対する危機感が募る中、一向に改善されない現状を打開しようとする動きであったとされる。特に大坂鉄仲買から提案された仕法替は、鉄師らにとって改悪となる内容であったため、鉄師に賛同する大坂鉄問屋を巻き込みながら反対運動が進められた。しかしその活動は実らず、後期仕法が強行されていく。またこの時期は、鉄販売量の激減がみられることにも留意しておきたい。

鉄座反対運動の最終段階といえる第三期には、天明6（1786）年から同7（1787）年が該当する。この時期、山陰諸国の鉄師・百姓総代が共同歩調をとり、大坂町奉行所、さらには江戸の幕府勘定所へ訴願に及んでいる。このような訴願活動進展の背景には、田沼意次の失脚と松平定信政権の樹立という幕府政局の転換があった

とされる。

先にあげた四つの問題点は、このような大坂鉄座反対運動に際して作成された歎願書類に類出する。したがって、それらが鉄座を廃止に追い込むために有効な理由として認識されていたことは確かであろう。しかし、鉄師らが特に問題視していた、大坂鉄座政策期における仕切状況や相場変動の実態に関する詳細な検討は、従来なされてこなかった。

よって次章では、大坂鉄座政策下における加計隅屋産鉄の流通状況を実証的に検討することで、鉄座反対運動における鉄師の主張の背景となった、たたら製鉄業の実状を明らかにしていきたい。

ただしその前に、大坂鉄座反対運動における大坂鉄問屋の動向について触れておく。

従来の研究では、鉄師・百姓など鉄生産地の勢力に焦点が当てられ、大坂鉄座・大坂町奉行所との交渉にあたった鉄問屋は、鉄師や荷主に突き動かされた代弁者として把握されるに過ぎなかった。

しかし、大坂鉄座の設置や仕法替による鉄市場の改編は、流通を担う鉄問屋にとっても重要な案件であったことが想像される。はたして、大坂鉄問屋を鉄師らの要求に従う受動的な存在として認識するだけで良いのだろうか。また、鉄問屋間での摩擦は生じなかったのだろうか。これらの疑問を解く手掛かりを、加計隅屋との間で交わされた書簡などから探していきたい。

3.2 大坂鉄座反対運動における大坂鉄問屋の動向

(1) 大坂鉄座新設と鉄価格下落への対応

大坂鉄座新設の第一報を加計隅屋にもたらしたのは、従来取引関係にあった大坂鉄問屋であった。

諸国への布告に先行して大坂で発せられた大坂鉄座設置の触書とともに、安永9（1780）年

9月18日付けで加計八右衛門に宛てられた鉄問屋川崎屋源兵衛の書簡⁸⁾には、「急以十一月朔日ニ座出来申候而も、矢張是迄之通荷物者問屋引請、其上問屋方より鉄座へ売渡可申旨ニ御座候間、不相替是迄之通御支配ハ被仰附可被下候」とあり、まずは大坂鉄座設置後も従来の取引関係を変化させる必要がないことが強調されている。大坂鉄座政策下における鉄相場の見通しについては、「鉄相庭ハ差而相替義無之、先同事ニ御座候、鉄座出来候而も直段下直ニ可相成義ハ一切無之様奉察候間、是等之義ハ御安心被遊可被下候」と述べ、大坂鉄座によって鉄相場が引き下げられる事態には「一切」ならないだろうと予測している。ただし川崎屋源兵衛の考え方は、大坂鉄問屋としては楽観的だったようで、大坂における風聞を伝える書簡⁹⁾には、大坂鉄座の運営が開始されるまでは鉄相場が高下どちらに偏れるか判断を下せないが、大坂鉄問屋は「殊之外不勝手」に、大坂鉄仲買は「宜敷方」に向かうと予想している、とある。鉄問屋と鉄仲買は、後に仕法替を巡って対立することになるが、この時すでに意見の相違をうかがうことができる。

ここから、大坂鉄座設置前における大坂鉄問屋の関心は、従来の取引関係の継続と鉄相場の動向にあったことが分かる。特に後者に関しては、鉄問屋にとって「不勝手」な傾向、すなわち大坂鉄座による仕切価格の下落を懸念していたようだ。そして、この不安は的中する。

大坂鉄座の運営が開始されて間もなく、大坂鉄問屋川崎屋源兵衛から加計八右衛門宛に、仕切状況が伝えられた¹⁰⁾。その書簡には、「伯州鉄少々売出し申候所、十月仕切と直段駄ニ付五匁斗も下直ニ相成、扱々困り入申候御事ニ候、東城物にてハ式三匁下直ニ相見へ申候、山県割類ハ未何れよりも出不申候」とあり、山県郡産鉄の仕切額は未定であるものの、「伯州鉄」「東城物」が大幅に値下げされている状況に、鉄問

屋が困惑している様子がうかがえる。さらに、加計隅屋産鉄の初仕切でも鉄価格の下落が見られたことを受け、鉄師から取引先の鉄問屋3軒に対し、「則先十一月十六日より積出鉄各々問屋三軒分都合九拾束、此度御座へ被差出、御仕切被遊被下、御直段合之程当時中買方売買又ハ先十月十五日仕切直段と見くらへ候へハ、余程下直ニ御仕切被遊被下、迷惑至極仕候」という抗議が寄せられている¹¹⁾。この文面から、大坂鉄座による買取価格は、開座前の仕切直段だけでなく、大坂鉄仲買による鉄販売価格との間にも格差が生じていたことが読み取れる。

大坂鉄座による鉄価格値下げの方針は、仕切が進むにつれて明確となり、各地の鉄師から抗議が噴出した。鉄生産者側からの要請を受けた大坂鉄問屋は、鉄座に赴き値上げ交渉を重ねたが、鉄相場が上昇に転じることはなかった。このような事態を受け、加計隅屋の疑念の矛先は鉄問屋にも向けられるようになる。

天明元(1781)年4月、同年に入り3度の仕切を終えた加計隅屋は、取引に当たった大坂鉄問屋3軒に対し不満を唱えた¹²⁾。その主張は、「各様今度御座ニ相成候故御手先キニ被成、ケ様成砌ニても直増増等御願被仰入被下候様成儀も御扣、御無情ニて此方より数度御歎キ申進候にも逐一被仰入不被下候故、ケ様ニ荷物捌透キ申砌ニても直段御増し不被下候と被存候」というものであり、鉄の売捌きが捗っている時節にも拘わらず値上げが進まないのは、大坂鉄問屋が鉄座の「手先キ」になり、鉄師の歎願要請を無視しているのではないか、というのである。

この意見に対する直接の回答は確認できなかったが、同年7月17日付けで大坂問屋泉屋藤蔵から加計八右衛門に宛てられた書簡¹³⁾に、大坂鉄問屋の鉄座に対する反感がうかがえる。その書中には、「前方問屋より中買へ相捌候節ハ、買人ニも束数ニより思入等仕商内事出来仕候へとも、唯今ニ而ハ鉄座より売出し高直ニ相

成り申候故、左様之事も不致候」という文言が見られ、鉄座による鉄買取価格が引き下げられている状況を「苦々敷」感じていることも述べられている。すなわち、鉄流通の中継による一層の利潤獲得を目指す大坂鉄座とは、以前の買取先に対するような「思入等仕商売」ができないと考えていたようである。さらに、過度な値下げは大坂鉄座の運営にも支障をきたすと忠告しているが、一向に聞き入れられない様子も伝えられている。

以上のように、前期仕法中の大坂鉄座に対する山県郡鉄師加計隅屋と大坂鉄問屋の姿勢は、鉄価格統制のあり方への反発という点で共通していた。鉄価格引き下げに対する抗議は確かに鉄師側の要望を受けて行われていたが、何度も鉄座に赴き、歎願行動を行った大坂鉄問屋の積極性も評価できるのではないだろうか。なお、鉄価下落に対する歎願関係書類は、開座当初から天明元（1781）年に集中しており、その後2年間はほとんど残されていない。

（2）仕法替反対運動の展開

大坂鉄座新設の混乱を脱した鉄問屋が次に関与した大きな活動は、天明4（1784）年から同5（1785）年にかけての仕法替反対運動であった。この時期は鉄座関係史料の残存数が最も多く、山県郡鉄師と大坂鉄問屋との間で盛んに情報交換が行われ、連携して運動を展開していたことが分かる。

仕法替反対運動は、大坂鉄仲買による「御運上願」の提案を発端とする。この情報もまた、大坂鉄問屋の書簡によって、山県郡鉄師加計隅屋のもとに初めてもたらされた。天明4（1784）年11月25日付けの大坂鉄問屋泉屋藤蔵・木津屋宗仙書簡¹⁴⁾によると、「鉄釘銃三品之儀ニ付、座方取斗之儀、此度運上ニ致度趣、仲買方より問屋ともへかけ合被申、問屋・中買一同ニ座方へ願出度候」とあり、大坂鉄仲買は、当初問屋

との共同による出願を企画していたことが分かる。この提案に対する大坂鉄問屋の回答は、「尤運上之儀聊之事にも御座候へハ、御荷主様方之御為ニも相成可申哉ニも奉存候へ共、運上之義ハ鉄釘直段高下ニ不抱、束四匁も、銃壹駄三匁九分つ、之運上銀上納可仕との願ニ御座候得者、問屋とも余り過分之運上ニて仲々取あへ不申」というもので、運上銀の上納額によっては生産者側の有利に働く提案とも考えたが、あまりに条件が厳しかったため同意しなかったという。しかし、鉄仲買は諦める様子がなく「問屋共一統大ニこまりいたし候」状況であった。

この知らせを受けた加計隅屋は、同年12月3日、大坂鉄問屋に宛てて早速返書を作成している¹⁵⁾。そこでまず当時たたら製鉄業が置かれていた窮状を述べた後、「尚又御運上銀之御立利ニ相成申候而者、御運上銀全鉄荷物直段へ掛り申候様ニ相成」と続け、仕切高に応じた運上銀の賦課方式が採用されれば、その負担分が鉄の買入価格に転嫁され、これまで以上に鉄価格が下落すると懸念している。そのため、大坂鉄問屋に対し「右御願之儀決而御同意被成被下問敷候」と、運上銀賦課への反対を要求した。このように生産者側の意見を確認した上で、大坂鉄問屋5名は「問屋ニも一統右運上之儀取あへ不申不承知ニ御座候」という方針を示している¹⁶⁾。これにより、「仲買方運上願」に対する、大坂鉄問屋と鉄師の反対路線が確立したといえる。両者の主張は当初から合致していたのであり、仕法替反対運動は鉄師からの一方的な要求を受けて開始されたものではなかった。

さて、大坂鉄座の仕法替を巡る争いは、大坂鉄問屋が鉄仲買との対立を明確にしたため、大坂町奉行所の評定を受けることになった。初尋問の場で、鉄問屋・鉄仲買の相対仕切を採用することにより、不捌きになっている鉄荷物の流通を円滑化できると主張する大坂鉄仲買に対し、大坂鉄問屋は、鉄師らに宣言した通り「問屋一

統連印ヲ以不同心」の意志を述べ、産鉄地域の窮状を訴えた¹⁷⁾。

ところが、この評議中に予期せぬ事態が発生する。「然ル処川崎屋源兵衛殿儀如何様ニ相心得居可申候哉、仲買願之儀承知之旨ニ候哉、相残ル廿七人ハ渡世差支難渋申立候へ共、右源兵衛殿不同意ニ而連印不被致候」とあるように、大坂鉄座政策下で問屋株を所有していた28軒の内、川崎屋源兵衛のみが突然不賛同の意志を表し、連印を拒んだというのである。この時の川崎屋源兵衛の主張は不明だが、約1ヶ月後には個別の返答書を作成し、「此度仲買より申出候儀於問屋ニ双方差支無御座候、外問屋儀ハ仲買へ対し及口論ニ候様ニ相見へ申候、私儀ニおいてハ一向差支無御座候間、問屋相統仕候様ニ被仰付候ハ、難有可奉存と願ひ出被申、扱々にくき申分、外問屋うでをさすり居申候、余国荷物追々積入無数之様ニ風聞仕候、手前之荷物も難被入様子ニ相成申候」と意見している¹⁸⁾。すなわち、鉄仲買の提案は妥当なものであり、鉄問屋は鉄仲買を非難しているだけであると述べているのだ。その変心の裏には、鉄価格下落の問題よりも、鉄不捌きの解消を優先したいという思惑があったようだ。

このような足並みの乱れに加え、大坂町奉行所の「問屋共儀ハ荷方之者差支之儀可申出候得とも、決而其儀不及申上ルニ、荷方之指支之儀者此方より糺可遣」という対応¹⁹⁾が、大坂鉄問屋を苦しめていく。これは、大坂鉄問屋が仕法替案に反対する理由として、取引関係にある産鉄地域の窮状と、運上銀賦課により予測される損害について上申しの際に受けた指摘であった。その後大坂鉄問屋は仕方なく、運上銀賦課による経済的負担の増大などを反対理由として回答したが、「問屋共身分勝手之指障申出候とも難取用、格別之差支之筋可申出様御役人被為仰渡候」と一蹴されてしまった。この結果を受けた大坂鉄問屋は、そもそも「全体指障り申立

候根元者荷主差障申立度儀ニ候得とも、其儀者不被申上候様ニ被仰渡候儀、扱々辛勞仕罷在」と述べ、仕法替の成立がもたらす弊害の根本に「荷主差障」があるのであり、この部分を抜きにしては主張が通らないと歎いている。大坂鉄問屋の盛衰は、たたら製鉄業の浮沈と不可分な関係であると認識され、このことが仕法替反対理由の核になっていたことが分かる。

以上のような大坂鉄問屋内部での意見の不一致と、個別の問題に矮小化された主張の限界によって不利な状況に追い詰められたためか、ついに諸国鉄師間でも意見の齟齬が生じてしまう。加計隅屋の鉄荷輸送を担う寅屋直七の報告²⁰⁾によると、「家嶋・西田屋・可部屋杯ハ御座始り候而当時迄之直段平均仕、中直段ヲ以テ此通りニ買取申候ハ、一手成共仕切試申度旨申候、此儀ニハ私共儀不承知仕候得共、大勢之儀口々論シ、いまだ殆と相極り候儀も無御座候」とあり、当時代理人が大坂に駐在していた出雲鉄師家嶋家・可部屋（櫻井家）および石見銀山領鉄師西田屋らが、大坂鉄座設置以降の平均価格による取引を試みたいと主張していたようだ。この動きに対し、加計隅屋の代理人は異を唱えたが、意見が交錯しており收拾が付かない状況だという。このような見解の相違が生じた背景としては、「外国々之鉄ハ平均ニ仕候得ば、当時座方之直段よりも一束ニ付四五匁、物ニ寄五七匁位も直段上り申候得共、山県割ハ是迄之下ケ無数御座候故、ならしニ仕候而漸式匁位之事ニ御座候故、私よりハ平均と申よりも、御座初之時之直段荷主手取ニ相成儀ニ御座候ハ、たとへ荷主登着不仕とも相極可申と申候事ニ御座候」とあるように、他国産鉄と山県郡産割鉄の仕切価格下落率に格差が存在していたことが指摘されている。大坂鉄仲買の主張にも見られるように、当時大坂では鉄の不捌きが深刻化していたことから、鉄価格回復を一旦断念し、鉄流通の活性化を優先しようという意見が現れたと考え

られる。ここから、仕法替に対する反対運動が長期化する中で、大坂鉄問屋のみならず諸国鉄師の間でも、意見の統制がとれなくなっている事態が読み取れる。

このような状況に陥りつつも、大坂鉄問屋の大部分は団結し、仕法替反対の姿勢を貫こうとしていた。その決意は、「假令御權威を以被為仰付候而も、もはや此上ハ問や株札御取上ケ被成候而も、中買一同之判形ハ不仕由ニ問や中も被申候、成ほと其趣ニ相見へ申候、尤廿七人之中五人拾人共ハ弥株札も御取上ケ御願ニも相成ほと之事ニも相成候」という一文に表れている²¹⁾。つまり、たとえ權威によって強制されようとも、問屋株を取り上げられようとも、決して鉄仲買の提案には同意しないという「鉄石心」を持って活動していたのである。大坂鉄問屋の中には、あえて問屋株を放棄することで、抗議に臨む決意を表明しようと提案する者まで現れていたようだ。このような大坂鉄問屋の熱意に比べ、反対運動に向ける鉄師側の情熱は衰えていたことがうかがえる。加計隅屋には、「大坂表諸国より登り候外鉄師も多無御座、少々罷登り候者も御番所へ歎出候程之勢イ無御座、何レも御座後平均直段之儀承知之印形仕候由」という状況が伝えられており、諸国鉄師の間では、大坂鉄座政策下の平均値で仕切を行うという妥協案への同意が大勢を占めるようになっていたことが分かる²²⁾。

ところがその後、大坂鉄問屋から川崎屋源兵衛に続く離脱者が現れてしまう。約3ヶ月間におよび、共同で反対運動を継続してきた27軒の大坂鉄問屋の内、金屋六兵衛と泉屋嘉平次の2名が独自の意見書を提出したのである。その内容は、「御運上銀者中買願之通ニ双方より差上ケ可申、中買卅七軒ニ相限り候而者手狭ニ候間、以前之通り何方ニおても勝手売御免被下度事、并荷物登り高鉄座御役所限りニて、中買会所へ届ケ不申候事御免被下度事」というもので、運

上銀賦課には同意するが鉄販売先を無制限にしてほしいという要求であった。これに対し残りの鉄問屋25軒は、自らの問屋株の返上を申し出で、従来通り鉄仲買の仕法替案に真っ向から対立したが、「忒軒ハ御運上銀引受候、願書双方相違いたし候」と跳ね返されてしまった²³⁾。

団結が緩み始め、問屋株の放棄という切り札も失った大坂鉄問屋の主張は、次第に妥協へと傾いていく。加計隅屋のもとには、「株ヲ投出し候而も御取上ケ無之、此上者致方も無御座」ため、「廿人斗りも御運上銀中買より一手ニ上納仕候趣意を以一先御受申シ、此先キ差支候節者、又々可願出と申ス衆中中之候而、強ク申張り候ものも無是」という様子が伝えられている²⁴⁾。そして、天明5（1785）年5月25日に大坂鉄問屋から折衷案²⁵⁾が示されたことで、大坂町奉行所による取調べは一応の終結を迎えた。

紆余曲折を経た仕法替だったが、天明5（1785）年10月より、後期仕法での大坂鉄座運営が開始された。その内容は前述したため詳しく触れないが、たたら製鉄業に最も深刻な影響をもたらすと予測されていた運上銀賦課への反対のみならず、仕切価格上騰の可能性を断念してまで要求した、取引価格の平均化さえ認められていない。運上銀の賦課に関しては早い段階で受諾していたが、平均相場の採用までも棄却された結果は、大半の大坂鉄問屋とたたら製鉄業者にとって「敗北」といえるのではないだろうか。

なお、後期仕法成立後は、大坂鉄座反対運動の訴訟先が大坂町奉行、そして江戸勘定所へ移ったためか、大坂鉄問屋とのやり取りをうかがえる史料が殆どなく、大坂鉄座の廃止に関する知らせが僅かに見られるのみである。

3.3 小括

本章では、大坂鉄座反対運動における大坂鉄問屋の活動に焦点を当てることで、大坂鉄問屋に対する「鉄師の代弁者」という認識の再検討

を試みた。

その結果、仕切価格引き下げに対する抗議活動と仕法替反対運動における、大坂鉄問屋の積極的姿勢に言及し、とりわけ後者に関しては、妥協に傾きつつある鉄師を牽引する様子までうかがうことができた。このような動きの背景には、大坂鉄問屋の危機感があつたと推測される。大坂鉄問屋にとってたたら製鉄業者の没落は、仕入れ先の消滅であり、仕切量の減少などに繋がる大きな問題であつたと考えられる。さらに、大坂鉄座による仕切遅滞と代銀支払の遅延により、鉄師への前貸しも嵩んでいたのではないだろうか。そのため、たたら製鉄業の衰退を招く可能性がある仕法替には、反対の姿勢を崩さなかったという仮説を示しておきたい。以上により、大坂鉄座反対運動における大坂鉄問屋の主体性を評価していく必要があると考える。

また、仕法替反対運動の展開を分析することにより、問屋間で摩擦が生じていたことを明らかにできた。ここでは特に、仕法替反対運動の初期から意見を違えていた川崎屋源兵衛という人物に注目しておきたい。川崎屋源兵衛は、「私方義者仕来之通り、中買株も今度不相変被仰附候」と述べているように、問屋株だけではなく仲買株も所有する人物であつた²⁶⁾。彼にとっては、鉄価格下落の可能性よりも、大坂に滞留していた鉄を売捌き、代価を獲得することが重要だったようだ。その発想の元には、鉄仲買としての経済活動による、利益獲得の算段があつたと考えられる。

そもそも、大坂鉄座政策に関する鉄問屋と鉄仲買の意見対立は、政策の運営開始前からうかがうことができる。そしてそれは、一貫して大坂鉄座の批判対擁護という構図をとっていたといえる。その背後には、武井氏が指摘するような大坂鉄座と鉄仲買の結び付きが存在したのだろうか²⁷⁾。本稿では言及しえないが、今後の検討を要する問題であると考えられる。

加えて、川崎屋源兵衛が鉄問屋と鉄仲買、両方の株を所有していること自体に目を向けると、大坂鉄市場において職分への侵食が起こり、問屋・仲買の境界が曖昧になっていた可能性が指摘できる。加計隅屋文庫には、19世紀に鉄問屋と鉄仲買の職分が曖昧になったことで、仲買方から株交付の出願がなされたという史料が残っている²⁸⁾。大坂鉄座政策期の状況は、その萌芽を示しているとはいえないだろうか。大坂鉄座政策期以降の大坂鉄市場の動向についても、今後考察していく必要がある。

4. 大坂鉄座政策下における加計隅屋産鉄の流通状況

4.1 加計隅屋文庫「鉄仕切帳」について

本章では、加計隅屋文庫に残された「鉄仕切帳」の分析により、大坂鉄座政策期における鉄流通の実状を明らかにしていく。はじめに、基本史料となる「鉄仕切帳」の概要について説明しておきたい。

加計隅屋文庫には、「鉄仕切帳」（あるいは「鉄仕切算用日記」、「鉄仕切日記」）という標題の史料が、正徳2（1712）年から嘉永4（1851）年まで140年分、22点現存しており、仕切ごとに仕切日、問屋名、船頭名、品目、仕切量、仕切額、1駄もしくは1束あたりの単価、蔵敷料・運送料といった流通経費が記録されている。記録が始まる正徳2（1712）年は、広島藩による山県郡産鉄の専売制が解かれ、仕切先の限定はありながらも「自由」な鉄流通が可能になった年にあたり、また嘉永4年（1851）年は、加計隅屋の鉄山経営が藩営に移行する2年前にあたる。したがってこの史料により、広島藩で自由売買が始まった当初から加計隅屋による鉄山経営停止直前までの鉄流通状況を、同一条件で把握することができる。

「鉄仕切帳」を分析した成果としては、『加計町史』の第128図「隅屋鉄山製品売捌高および

鉄価の推移」が知られる²⁹⁾。この図は、元禄9(1696)年から嘉永5(1852)年までの、年間鉄売捌高、最上鉄の大坂問屋仕切値段と大坂出店売払値段、栄次郎の提出した鉄値段をまとめたものであり、加計隅屋産鉄の流通状況の概要を、長期にわたり知ることができる資料といえる。

『加計町史』が、加計隅屋産鉄流通状況の長期的傾向の解明に主眼を置き、製品の選択と年間平均価格を採用していたのに対し、本稿では、仕切ごとの相場変動や品目別の価格推移など、より詳細な仕切動向の検討を重視したい。なぜなら、鉄は相場変動が激しい製品であるとともに、大坂鉄座政策期においては、品目ごとの仕切価格の変化に相違があったことが、史料から読み取れるためである。

したがって、仕切が行われた月ごとの品目別鉄相場の推移をまとめた図1と、年間の仕切総額と品目ごとの仕切量を示した図2を作成した。次項では、主にこれらの図を用いながら、大坂鉄座政策期における加計隅屋産鉄の仕切状況について考察していく。

さて、仕切状況の具体的な考察に入る前に、加計隅屋産鉄とその流通構造の特徴について確認しておきたい。

まず、市場に流通していた加計隅屋産鉄は、「鉄怔合吟味仕候上、より方も印七通りニ相極メ」とあるように、7品目に分けられていたようだ³⁰⁾。「鉄仕切状」には、7つ以上の商標が登場するが、検討時期を通して確認できたのは7種類に限られる。おそらく、これらが史料中の「印七通り」にあたるのだろう。よって今回は、加計隅屋の定番商品といえる7品目に注目し、図を作成した。なお、商標を本文中に表すのは煩雑なため、品目は単価が高い商品から順に振り当てた数字によって表記する。商標と数字の対応表(表1)を作成したので、適宜参照されたい。

また、加計隅屋産鉄は、諸国産鉄の中でも高品質で知られていたようだ。「御存之通私鉄荷物之儀ハ、先年より第一石州ニ而随分極上小鉄山を吟味、前年より仕入仕、洗せ申候而自分鐘ニ仕、出来鉄鍛冶屋江入申候而、至極吹こなし、鎚数他方之鉄とハ格別余分打せ申候而、貫目欠りを顧不申、能鍛イ貫キ申候、依之鉄之正味留り貫目他之鍛冶屋とハ格別無数ニ御座候、左様ニ仕候へハ、鉄メリ能、性合も能御座候而、小鍛冶細工方へ御遣イ候而も鉄之留り能御座候」とあるように、砂鉄の品質にこだわり、歩留が低くなることも顧みず鍛え抜かれた加計隅屋産鉄は、高品位の製品として地位を確立しており、「只今迄凡百何十年と申候而直段も余鉄より落候儀ハ無御座候」と、1世紀以上にわたり他鉄師産鉄以上の価格を維持していたという³¹⁾。

このような製品の移出先について、加計隅屋は「もとより八右衛門鉄之儀ハ他国并ニ地売等壱束も不仕、大坂登セ斗仕来り候」と述べている³²⁾。つまり加計隅屋産鉄は、大坂鉄座設置以前から、大坂市場に限り流通していたというのである。ここで「鉄仕切帳」を見ると、確かに大坂以外への移出は見られないが、広島本川沿いに店を構える寅屋によって、地売りが行われていたことが分かる。ただし、その量は仕切全体の1パーセントにも満たない僅かなものであった。

以上から、加計隅屋産鉄の他国産鉄に対する優位性と、大坂鉄座設置前後における流通構造の不変性という特徴が看取される。

4.2 加計隅屋産鉄の仕切価格の変遷

(1) 大坂鉄座設置前後における相場変動の概観

はじめに、大坂鉄座設置前後における鉄相場の推移について概観する。大坂鉄座政策期における鉄価格の下落は、たたら製鉄業困窮の根源として問題視され、大坂鉄座反対理由の中心に

据えられていた。鉄相場の動向は、鉄師にとって最大の関心事であったといえる。

まず、天明元（1781）年に山県郡鉄師から山県郡役所に提出された「諸国売御赦免」の歎願書類を用いて、大坂鉄座設置前後における山県郡産鉄の仕切価格の変化に言及しておきたい。

「御鉄座一件ニ付相対売来候鉄直段ト御座方仕切御直段ト差引之書附」と題された史料³³⁾には、山県郡鉄師7名が生産する製品の内、「上鉄」の大坂鉄座設置前後における仕切価格差、仕切遅延や大坂への廻送強制による経費増加額、それらを元に算出した鍛冶屋1軒（出来鉄1,000束）あたりの年間損失額が記されている。これらの情報をまとめた表2によると、大坂売の場合、最も差額が大きい製品で1駄（＝2束＝20貫）3匁、小さい製品でも1匁の価格下落が見られる。一方諸国売では、1駄5匁の価格差が生じている製品があり、大坂鉄座政策による流通規制が大幅な収入減をもたらしていたことがうかがえる。さらに諸国売の場合、経費の格差も甚大で、年間損失額は平均して大坂売の3倍以上に上る。なお、山県郡中で許可される鍛冶屋株の上限は29軒とされ、その内15軒が大坂鉄座設置以前から大坂売を行い、14軒が諸国売を専らとしてきたとあり、山県郡全体では、年間79貫697匁もの損失が生じる計算になっている。加計隅屋が操業する鍛冶屋は、大坂売を主とする15軒の内に含まれ、諸国売を行う鉄師に比べると経済的打撃が少なかったと推測される。また、加計隅屋製品の価格が突出していることから、品位の高さもうかがえる。

販売形態や品質の相違により程度の差はあるものの、大坂鉄座設置を契機として、山県郡産鉄の仕切価格が一様に値下げされたことが確認できる。なお、その後における加計隅屋産鉄以外の価格推移は不明であるが、大坂鉄座設置当初において、加計隅屋が大坂へ移出していた7品目は、最上鉄で88匁4分、最も安価な製品で

63匁を相場としており、山県郡鉄師が移出する上鉄の価格を網羅しているといえる。大坂鉄座政策期において、仕切価格は「性合」によって設定するという原則があることから、加計隅屋製品の価格動向を分析することで、山県郡産鉄の相場推移もある程度推測可能であると考えられる。

以上を前提としながら、加計隅屋産鉄の仕切価格に関する検討に移りたい。ここでは、宝暦13（1763）年から天明7（1787）年にかけて、仕切が成立した月における、加計隅屋産鉄7品目の相場を示した図1を主に用いる。

「鉄仕切帳」によると、「鉄座仕切」は安永9（1780）年12月2日に初めて行われた³⁴⁾。船頭寅屋直七は、従来取引関係にあった大坂鉄間屋、嶋屋市右衛門・川崎屋源兵衛・泉屋藤兵衛の3名に対し、それぞれ6品目30束の割鉄を納品している。取引量が少額なのは、大坂鉄座による仕切額の調査を目的としていたためであろうか。いずれにしても、大坂鉄座政策下での仕切はこの時より開始され、天明6（1786）年1月25日から「間屋仲買相対仕切」へ移行³⁵⁾、天明7（1787）年に見られた僅か1回の仕切は、12月28日に成立しているため、鉄座廃止後に行われたものだと推測される。

ここで図1を見ると、大坂鉄座設置前後において相場変動のあり方が明らかに変化していることが分かる。鉄座設置以前は仕切価格の変化が波状を示しているのに対し、鉄座設置以降は相場の安定を保ちつつも漸減していく様子が見られる。また品目ごとのグラフの傾きも、大坂鉄座設置以前はほぼ一定なのに対し、大坂鉄座設置以後は次第に低価格帯へ収束していく傾向がうかがえる。次に、このような相違が生じた要因と相場変動の詳細について考察していきたい。

(2) 大坂鉄座設置以前における鉄相場の変化
大坂鉄座設置以前において鉄価格の変動をも

たらししたのは、鉄仲買による投機的な取引活動であった。「御鉄座以前者大坂鉄問屋より中買江鉄売渡儀、代銀三ヶ月・四ヶ月にして商内仕申由ニ御座候、就夫前々より鉄景気ニ押移候節者、中買より見込候而、一度ニ鉄余分商内仕候ニ付、直段弥増引立申儀ニ御座候」とあるように、掛売買を主流としていた時期においては、鉄仲買が鉄需要の増大を見越して鉄問屋からの商品購入量を増やすことで、商品流通が活性化し、鉄価格が引き上げられていた。また逆に、需要縮小が見られる時期には、鉄仲買による買控が起り、鉄の不捌きによる価格下落が生じたと考えられる³⁶⁾。

このような仕組みによる鉄価格の急騰があったからこそ、鉄師はたたら製鉄業を存続させることができたという。天明元（1781）年4月21日付けで、加計八右衛門から大坂鉄問屋3名に宛てられた書状³⁷⁾には、「当地鉄山儀ハ、近年之通鉄直段不景気ニ御座候而仕当ニ合不申、日々損亡御座候砌、職分相止メ申候へ者譜代之職人離散仕、鉦鍛冶屋山所株等も御公辺へ差上ケ申候故、鉄直段景気出テ申候節、早速ニ職分始申候様ニハ容易ニ相成不申候、鉄直段近年之様ニ下直ニ御座候而、亦々損亡御座候而も損し銀入足し捨ニ仕候而、不景気之砌を相耐申候而、景気相直り申候節を相待、鉄直段景気出申候節、数年之入込銀取返し候而、職分取続キ申候」という記述があり、操業中止により職人の離散と鉦・鍛冶屋株の放棄が余儀なくされると、景気の回復に合わせた操業再開が困難となるため、鉄価格が下落し損亡をきたす時期であっても、操業を停止せずに景気回復を待ち、鉄価格が高騰した時に数年分の利益を回収することで、山県郡のたたら製鉄業が維持されてきたことが分かる。なお、大坂鉄座設置直前の鉄相場の騰貴は、安永2（1773）年2月の仕切に見られる。これは、前年2月に発生した明和の大火の復旧事業が、鉄の払底を招いた結果であろうか。鉄

仲買の購買意欲を高めた背景については、今後の検討を要する。

続いて、大坂鉄座開設直前の景気動向に言及する。

大坂鉄座による初めての仕切結果を受けた加計隅屋の反応³⁸⁾に、「鉄直段之儀御存被成候通、当年迄凡十ヶ年斗も只様御下ケ被下不景気ニ御座候故、鉄山方も道々諸駄賃方迄格別ニ取縮メ申候而、誠ニ漸飯米程遣シ申候仕合ニ而取続耐エ居申候而、難渋至極仕、何卒直段立直り候迄と存、相捌相待居申候処、春以来鉄も売透候由被仰越、少々宛二而も仕切度直段御直シ被下候ニ付、得力居申候」とあるように、当時は約10年来の不況期にあたり、経費削減などの工夫をすることで、鉦・鍛冶屋の操業に「耐エ」ていた時期だったという。図1を見ると、確かに鉄座政策開始直前は、安永2（1773）年を頂点とした相場の波底にあっている。その一方で、景気回復の兆しが現れた時期でもあり、安永9（1780）年春以降、鉄取引が活発化する傾向が見られたため、鉄価格も次第に回復するだろうとの見込みであった。その様子は図1にも表れており、大坂鉄座政策開始直前にあたる安永9（1780）年9月・10月分の仕切価格は、全品目で2匁ずつの上昇を見せている。こうした景気動向に「得力居申」ていた鉄師らは、大坂鉄座設置後には「御直段等も弥立直り可申」と期待していたという。ところが、実際に仕切が成立してみると、その価格は従来を下回るものであり、「甚以驚入奉存候」と述べている。

そこで次に、鉄師を困惑させた、大坂鉄座政策下における仕切価格の変遷について見ていきたい。

(3) 大坂鉄座設置以降における鉄相場の推移

大坂鉄座の初仕切で一律値下げにあった加計隅屋は、前述したように、大坂鉄問屋を介した相場引き上げの抗議を試みた。その効果は早速

鉄価格に反映されている。図1を見ると、大坂鉄座による2回目の仕切にあたる天明元(1781)年1月仕切では、前々回並に価格が回復していることが分かる。しかしこの値上げ額は、前年から景気好転の予兆を把握していた加計隅屋にとって納得のいくものではなかったため、その後も価格引き上げの歎願が継続された。天明元(1781)年4月21日付けで、加計隅屋から大坂鉄問屋3名に宛てられた書簡³⁹⁾からは、「嗚此度者仕切表直段御上ケ被成可被下申候存居申候」と、仕切価格上昇への期待もうかがえる。ところが、加計隅屋産鉄の仕切結果は「先直段」に終わっており、「氣之毒千万此儀ニ御座候」と落胆の意を伝えている。

このような価格低迷の状態は、僅かな相場変動を伴いながらも、天明3(1783)年の半ばまで続いた。ここから、大坂鉄座による価格統制の方針がうかがえる。天明5(1785)年に山県郡鉄師が資金獲得のため作成した歎願書の案文⁴⁰⁾には、「去ル子霜月御開座之節、鉄概シ直段ニ相成候由ニ而一同ニ直段御引下ケ、其後も追々下直ニ御仕切御座候」と記されており、大坂鉄座政策開始前の鉄価格が、大坂鉄座前期仕法における仕切相場の基準として採用されていたことが読み取れる。また、天明元(1781)年7月17日付けで、大坂鉄問屋の泉屋藤蔵から加計八右衛門に宛てられた書簡⁴¹⁾には、大坂鉄座の鉄価格引き下げに対して苦言を呈したが、「一度仕切出し候者、中々聞入不申迷惑仕候」とあり、一度成立した仕切価格の釣り上げが、困難な状況であったことも分かる。

ここから、大坂鉄座前期仕法において、開座当時の鉄相場を基準として価格設定が行われたこと、その方法による仕切の前例が成立してしまっただめに、値上交渉が困難になっていたことが推測される。

このような大坂鉄座の意図に加え、大坂鉄仲買の取引方針の変化も、鉄相場低迷を引き起こ

した要因として認識されていた。天明元(1781)年8月に、山県郡鉄師5名が山県郡役所宛てに作成した口上書⁴²⁾の「御鉄座ニ相成候而者都而當銀中買共へ御交渡被成候故、殊之外手詰ニ罷成、余分鉄買請候中買無御座、差向入用之鉄斗買請候故、諸国より登せ荷御仕切込之鉄、御座方余分相滞候様相聞へ申候」という部分には、大坂鉄座政策において即銀での取引が採用されたことで、鉄仲買の仕入銀調達に滞り、投機的な取引が行われなくなったと記されている。そのため、諸国から集積された鉄荷物が鉄座に滞留し、不捌きに陥っていた様子がうかがえる。この状況が鉄価格下落の誘因の一つになっていた。

その後、天明3(1783)年10月の仕切を境に、鉄価格の下落傾向がいよいよ顕著になる。その要因を明記した史料は見当たらないが、山崎氏は、運営費の融通が困難に陥った大坂鉄座により、意図的な価格引き下げ策が講じられたと指摘している⁴³⁾。一度大きく低下した鉄価格は、天明4(1784)年に概ね安定するが、天明6(1786)年以降再び動揺を見せる。これは、大坂鉄座後期仕法が成立した時期にあたるため、山県郡鉄師と大坂鉄問屋が危惧した、運上銀賦課の相場への影響が現れたものと考えられる。

ここで、銘柄別の相場推移の特徴について触れておきたい。

まず、加計隅屋産鉄を価格の分布から三つの品等に分け、便宜的に商標1と2を上品鉄、商標3から5を中品鉄、商標6と7を下品鉄としておく。上品鉄と中品鉄の5品目は、当該期における仕切価格の落差が比較的大きいという特徴を持つ。具体的には、最も差額が大きい商標5で1駄に付き12匁5分の減額が見られ、商標2で11匁5分、商標4で11匁、商標3で10匁4分、商標1で9匁9分の下落と続く。併せて商標1から4の製品に関しては、大坂鉄座政策期を通じて、開座直前の相場より高い価格で仕切

が成立することがなかったことにも注目しておきたい。これらの製品に比べ、低価ながらも相場の安定を特徴とするのが、下品鉄であった。特に商標7は、1駄あたりの下落額が4匁に止まっていることに加え、前期仕法中は鉄相場下落が見られない。この結果、加計隅屋製品の価格差が縮小し、60匁から80匁の価格帯に収束されていくという傾向が表れている。

以上から、特に前期仕法中の大坂鉄座によって、高品質・高価格の商品相場が積極的に引き下げられていたことがうかがえる。鉄問屋と鉄仲買の取引に介入することで利潤を獲得していた大坂鉄座は、高額商品の価格操作を優先することで、より大きな利益の創出を図っていたのではないだろうか。これらの品目は、仕切量に占める割合から加計隅屋の主力商品にあたるため(図3)、価格下落がたたら製鉄業にもたらした影響は大きかったと考えられる。

4.3 加計隅屋産鉄の仕切量・仕切総額の変遷

最後に、図2を用いながら、加計隅屋産鉄の仕切状況について検討していきたい。

まず、仕切量と仕切総額の動向は、概ね連動していたといえるが、明和3(1766)年と明和4(1767)年、および安永5(1776)年から同7(1778)年にかけては、相反の動きを見せる。これは鉄相場下落率が仕切量の増加率を上回ったためだと考えられる。また、大坂鉄座政策期以前における加計隅屋産鉄の仕切量は、安永元(1772)年に一度大きく減少するものの、大体7,000束から8,000束の水準を維持していた。したがって、仕切総額の変化は、鉄相場の変動により強く規定されていたといえる。

ところが、大坂鉄座政策下においては、仕切額の激減とそれに伴う仕切総額の急落という、以前とは異なる状況が表れている。ここでは、大坂鉄座政策期の鉄仕切量・仕切総額の変遷について、順を追って考察していく。

大坂鉄座設置直前から天明2(1782)年にかけて、鉄仕切量は増加傾向にあった。その背景には、「鉄捌行方之儀も殊之外能捌透、景気も能御座候」と述べられるように、鉄取引が活性化し、景気が上向いている状況があった⁴⁴⁾。当該期における好況の契機は、「近年打続穀類も下直ニ御座候故、諸国豊ニ御座候而、家普請等多出来仕候」という記述から、物価下落による消費行動の活発化にあると認識されていた⁴⁵⁾。

ここで注目しておきたいのが、天明元(1781)年における仕切量の減少である。これは、大坂鉄座による仕切遅延によるものと推測される。山県郡産鉄の輸送を担った船頭らが、荷主に対して提出した報告書⁴⁶⁾によると、早いところでは同年4月中旬に水揚げした鉄荷の仕切に遅れが現れ始め、閏5月入津の積荷からは恒常的な遅延が見られるようになったことが分かる。廻船業者は、仕切成立までに10日から20日以上要する場合、大坂鉄問屋から鉄代銀を前借りし、帰国するという措置を採っていた。そのため、大坂鉄問屋には仕切を待つ山県郡産鉄が堆積していたと考えられる。このような、大坂鉄座設置当初の混乱を乗り越え、比較的円滑な仕切が行われるようになったことで、天明2(1782)年に仕切量の増加が表れたのではないだろうか。なお、大坂鉄座政策期における仕切状況の乱れは、仕切時期の変化と仕切回数の増加からも看取できる。これらの状況をまとめた表3から、大坂鉄座設置以前は、年間3度、1度に付き3から4軒の大坂鉄問屋との取引を基本としていたが、前期仕法中はほぼ通年で仕切が行われ、その回数も2倍以上に増加していたことが分かる。これは、諸国からの廻船入津に合わせて仕切を行うことができず、大坂に滞留した鉄荷が少量ずつ売り捌かれていた様子を示しているといえる。

以上のように、仕切の遅延があるものの、一定量の製品が売捌かれた時期において、たたら

製鉄業者を苦しめたのは、やはり鉄相場の低迷であった。天明元（1781）年4月21日付け、大坂鉄問屋3名宛て加計八右衛門書簡⁴⁷⁾の「鉄行方景氣も宜布御座候砌、直段御上ヶ被成不被下候而、此後鉄捌方不景氣ニ罷成候節者、如何被為成被下候儀ニ御座候哉、ヶ様ニ景氣宜御座候砌、直段御直し不被下候而ハ、此後鉄山全相續相成不申、是切之様ニ奉存、家職浮沈之時節到来ニ御座候段御察し可被下候」という部分には、鉄師の切実な歎きが述べられている。すなわち、好況期に鉄価格の値上げが行われなければ、今後不景気に転じた場合、鑪・鍛冶屋経営を全く維持できなくなり、たたら製鉄業は「是切」で衰亡してしまうとあり、当時まさに「家職浮沈之時節」に直面しているという強い危機感がうかがえる。

しかし、加計問屋の家運をかけた歎願も空しく、大坂鉄座による鉄相場の引き上げが行われることはなかった。さらに、天明2（1782）年8月には、「当時御当所鉄商事不景氣ニ御座候由、問屋方より承知仕居申候二付、御直増者難被為遊候」とあるように、大坂から早くも景氣低落の傾向が伝えられている⁴⁸⁾。この情報は正しかったようで、天明3（1783）年には仕切量が大幅に減少し、翌年も同様の傾向が続いている。こうした状況にあった天明4（1784）年、加計問屋はついにたたら経営規模の縮小を決意した。「近来御座ニ相成候以後、鉄直段以外追々大下ヶニ相成、其上打続鉄山飯米高直ニ御座候而、誠ニ以危急之場合ニ至」という記述からは、大坂鉄座政策による鉄価格の下落に加え、米価の高騰による経費の増加が同家のたたら経営を逼迫していたこと、そのため「当暮限ニ場所数減シ申候而、来正月よりハ仮成ニ仕可申と存申候」という、天明5（1785）年1月以降における操業施設の絞り込みを決定したことが分かる⁴⁹⁾。

したがって、天明5（1785）年以降における

仕切量の激減は、鉄景氣の低落を背景とした鉄仲買による買控と、鉄師による生産規模の縮小によって招かれたと考えられる。その上に、仕法替反対運動による仕切遅滞が重なったことで、さらなる事態の悪化が引き起こされたことが推測される。ちなみに、天明2（1782）年以降における鉄景氣下降の背景には、天明飢饉の発生があったと思われるが、詳細を明らかにできる史料は見当たらなかった。以上の傾向は、鉄座廃止まで続いている。

4.4 小 括

ここで、鉄座反対運動における鉄師の主張の背景となった、たたら製鉄業の実状についてまとめておきたい。

鉄師らが訴えていた通り、大坂鉄座設置前後における仕切動向には顕著な変化が生じていた。景氣動向に拠らず、大坂鉄座の意図によって低価に抑えられていた鉄相場の問題は、とりわけ深刻であったと推測される。大坂鉄座による価格操作の弊害は、鉄需要が減少に転じた天明2（1782）年半ば以降、決定的な打撃となってたたら製鉄業を襲ったと考えられる。そして、いよいよ景氣の落ち込みが本格化した天明3（1783）年において、主要商品価格の漸落と鉄仕切量の急落による、仕切総額の大幅な減少が引き起こされてしまったのである。鉄座設置直後の好況期に、十分な利益回収ができなかった鉄師らは、この不況期において生産規模の縮小に踏み切ったと推測され、そのことが仕切量の減少に拍車を掛けたと考えられる。

なお、加計問屋は、従来産鉄の販売を大坂に限っていたこと、自ら鑪を所有し鉄生産を賄っていたことから、大坂鉄座政策による大坂への廻送強制の影響が比較的軽かったと推測される。しかし、山県郡内で許可されていた鍛冶屋株の約半数が諸国産鉄を原材料として移入していたこ

とから、山県郡のたたら製鉄業が被った弊害は非常に大きかったと考えられる。その打撃の大きさは、天明6（1786）年11月に作成された歎願書⁵⁰における「当郡割鉄鍛冶屋定数式拾四軒之内、六軒相続相成不申二付退職仕」という文言に表れているといえる。

5. おわりに

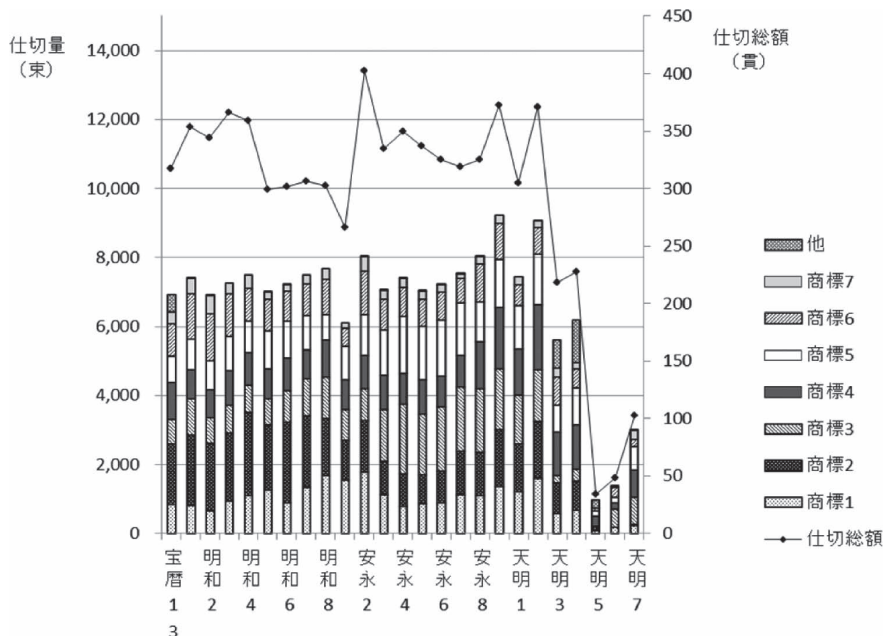
ここまで、大坂鉄座政策期におけるたたら製鉄業の様相を、特に鉄市場の動向から捉えることで、この政策がもたらした影響の実態を解明するという目的の下、考察を行ってきた。その結果、大坂鉄座反対運動における鉄問屋の主体性と、大坂鉄座政策下での特殊な鉄仕切状況が、たたら製鉄業の動揺を招いたことが明らかになった。

詳細なまとめは各章の小括に譲るが、以上を検討する過程で、いくつかの課題が生まれた。中でも大坂鉄市場における鉄問屋・鉄仲買の職分を巡る問題は、19世紀に現れる鉄流通構造改編の動きを考える上でも重要であると考えられる。また、本稿では言及できなかったが、大坂鉄座政策期における鉄生産状況についても分析していく必要がある。歎願書に見られる経費の削減は、いつから、どの程度行われ、どれ程の効果をもたらしたのだろうか。また、大坂鉄座政策を契機とする、山県郡鉄師の勢力変化は見られたのだろうか。今後の課題は山積している。

注

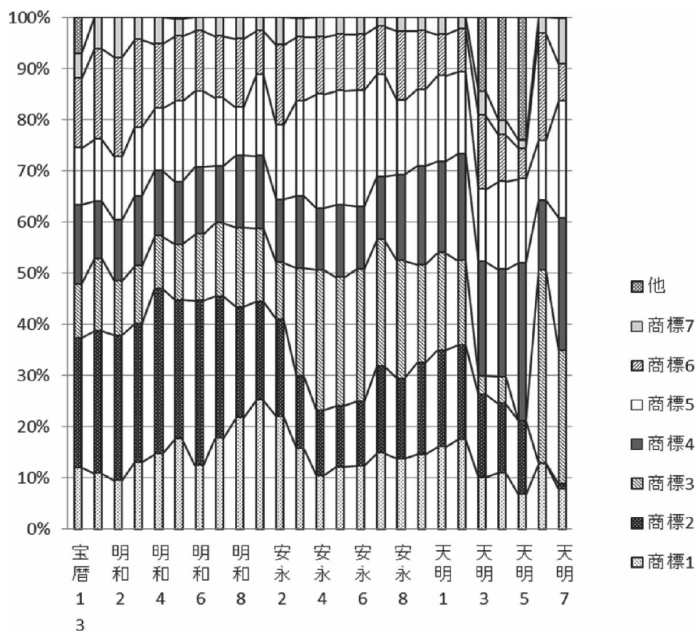
- 1) 角田徳幸「たたら吹製鉄業の施設・生産内容と地域性」（鳥根県古代文化センター『古代文化研究』第18号，2010年），山崎一郎「18～19世紀中期における鑪操業と技術展開—安芸国山県郡佐々木家鑪を中心にして—」（『たたら研究』第51号，2012年）。
- 2) 寛政10（1798）年「浜原村西田屋借銀并家督取調分散一件」（中村家文書，ら-285）。
- 3) 相良英輔「松江藩における近世中・後期たたら製鉄業の展開」（雲南市教育委員会編『田部家のたたら研究と文書目録—田部家文書調査報告書—（上）』雲南市教育委員会，2012年）。
- 4) 武井博明「大坂鉄座の意義」（同著『近世製鉄史論』三一書房，1972年所収）。
- 5) 山崎一郎「安永～天明期における大坂鉄座反対運動の展開—連携する中国地方の鉄師と百姓たち—」（平川新・谷山正道編『地域社会とリーダーたち 近世地域史フォーラム3』吉川弘文館，2006年所収）。
- 6) 前掲註4，武井1972。
- 7) 前掲註5，山崎2006。
- 8) 安永9（1780）年カ「九月十八日加計八右衛門宛川崎屋源兵衛書状」（加計隅屋文庫，2047-104）。
- 9) 安永9（1780）年カ「九月二十四日佐々木八右衛門宛隅野屋長兵衛書状」（加計隅屋文庫，2047-115）。
- 10) 安永9（1780）年カ「子十一月十日加計八右衛門宛川崎屋源兵衛・武兵衛・幸八書状」（加計隅屋文庫，2047-87）。
- 11) 安永9（1780）年「安永九年十二月八右衛門鉄支配人寅屋直七より問屋三軒江口上覚」（加計隅屋文庫，2047-15）。
- 12) 天明元（1781）年カ「丑四月二十一日川崎屋源兵衛・嶋屋市右衛門・泉屋藤兵衛宛加計八右衛門書状」（加計隅屋文庫，2047-92）。
- 13) 天明元（1781）年カ「七月十七日加計八右衛門宛泉屋藤蔵書状」（加計隅屋文庫，2047-101）。
- 14) 天明4（1784）年カ「辰十一月二十五日寅屋利兵衛・直七・隅野屋長兵衛宛泉屋藤蔵外一名書状」（加計隅屋文庫，2654-27）。
- 15) 天明4（1784）年カ「辰十二月三日川崎屋源兵衛・泉屋藤蔵・木津屋宗仙宛加計八右衛門書状」（加計隅屋文庫，2047-97）。
- 16) 天明4（1784）年カ「辰十二月九日荷主衆中宛川崎屋源兵衛・泉屋藤蔵・西川屋四郎兵衛・柏屋弥兵衛・木津屋宗仙書状」（加計隅屋文庫，2047-98）。
- 17) 天明5（1785）年カ「巳二月二十七日芸州鉄山方荷主中宛泉屋藤蔵外二名書状」（加計隅屋文庫，2654-30）。
- 18) 天明5（1785）年カ「四月十三日佐々八右衛門宛とらや直七書状」（加計隅屋文庫，2654-7）。
- 19) 天明5（1785）年カ「巳三月十五日芸州山県郡鉄荷主衆中宛西川屋四郎兵衛・柏屋弥兵衛宛山県郡惣鉄師書状」（加計隅屋文庫，2047-61）。
- 20) 前掲註18（加計隅屋文庫，2654-7）。
- 21) 天明5（1785）年カ「五月二日佐々木八右衛門宛嘉兵衛書状」（加計隅屋文庫，2654-3）。
- 22) 天明5（1785）年「天明五年五月鉄師共登坂并町才覚銀拝借方願書」（加計隅屋文庫，2043-31）。
- 23) 天明5（1785）年カ「五月二十八日庄原五郎兵衛・加計八右衛門宛小三郎外五名書状」（加計隅屋文庫，2654-34）。
- 24) 前掲註23（加計隅屋文庫，2654-34）。
- 25) 大坂鉄仲買案の内、「即銀之一条，御運上之一条，平均之一条，都合三ヶ条」（前掲註23（加計隅屋文庫，2654-34）の改正を求めるもの。詳しくは武井氏の分析を参照されたい（前掲註4，武井

- 1972, 222~225頁)。
- 26) 天明5 (1785)年カ「十月十一日加計八右衛門宛川崎屋源兵衛書状」(加計隅屋文庫, 2047-69)。
- 27) 前掲註4, 武井1972。
- 28) 文化6 (1809)年「大坂鉄仲買新規相企候一件」(加計隅屋文庫, 2058)。
- 29) 加計町役場編『加計町史』上巻, 加計町役場, 1961年。
- 30) 前掲註11 (加計隅屋文庫, 2047-15)。
- 31) 安永9 (1780)年カ「子十二月十五日川崎屋源兵衛宛加計八右衛門書状」(加計隅屋文庫, 2047-91)。
- 32) 前掲註11 (加計隅屋文庫, 2047-15)。
- 33) 天明元 (1781)年「天明元年七月御鉄座一件ニ付相对売来候鉄直段卜御座方仕切御直段卜指引書付」(加計隅屋文庫, 2047-4)。
- 34) 安永3 (1774)年「鉄仕切帳」(加計隅屋文庫, 151)。
- 35) 天明3 (1783)年「天明三年卯ノ鉄仕切」(加計隅屋文庫, 152)。
- 36) 天明元 (1781)年「天明元年八月大坂鉄座一件ニ付当春以来郡中鉄仕切状并大坂鉄問屋来書広島船頭共日積仕出書鉄師共より差上ル口上書」(加計隅屋文庫, 2047-27)。
- 37) 天明元 (1781)年「丑四月二十一日川崎屋源兵衛・嶋屋市右衛門・泉屋藤兵衛宛加計八右衛門書状」(加計隅屋文庫, 2047-92)。
- 38) 前掲註31 (加計隅屋文庫, 2047-91)。
- 39) 前掲註12 (加計隅屋文庫, 2047-92)。
- 40) 前掲註22 (加計隅屋文庫, 2047-31)。
- 41) 前掲註13 (加計隅屋文庫, 2047-101)。
- 42) 前掲註14 (加計隅屋文庫, 2047-27)。
- 43) 前掲註5, 山崎2006。
- 44) 前掲註12 (加計隅屋文庫, 2047-92)。
- 45) 前掲註33 (加計隅屋文庫, 2047-4)。
- 46) 天明元 (1781)年「天明元年八月上ル船頭中書付控へ」(加計隅屋文庫, 2047-151)。
- 47) 前掲註12 (加計隅屋文庫, 2047-92)。
- 48) 天明2 (1782)年「天明二年八月鉄直段之儀ニ付隅野屋長兵衛・寅屋直七より鉄座訳書江上ル願書」(加計隅屋文庫, 2047-16)。
- 49) 前掲註15 (加計隅屋文庫, 2047-97)。
- 50) 天明6 (1786)年カ「山県郡鉄大坂ニおゐて鉄座相建候以後差支ニ相成候廉々頭書」(加計隅屋文庫, 2654-58)。



出典：宝暦13 (1763) 年～安永2 (1773) 年「鉄仕切帳」(加計隅屋文庫, 150), 安永3 (1734) 年～天明2 (1782) 年「鉄仕切帳」(加計隅屋文庫, 151), 天明3 (1783) 年～寛政3 (1791) 年「天明三年卯ノ鉄仕切」(加計隅屋文庫, 152)

図2 加計隅屋産鉄仕切量・仕切総額の変遷



出典：宝暦13 (1763) 年～安永2 (1773) 年「鉄仕切帳」(加計隅屋文庫, 150), 安永3 (1734) 年～天明2 (1782) 年「鉄仕切帳」(加計隅屋文庫, 151), 天明3 (1783) 年～寛政3 (1791) 年「天明三年卯ノ鉄仕切」(加計隅屋文庫, 152)

図3 加計隅屋産鉄の仕切量割合

表1 商標対応表

No.	商標
1	山 ・ 一
2	上 八
3	上 ⊕
4	上 ・ 一
5	八 吉
6	・ 一
7	十

表2 大坂鉄座政策前後における山県郡産鉄の仕切差額

販売形態	No.	鉄 師	相対売 (匁/2束)	御座方仕切 (匁/2束)	仕切差額 (匁/2束)	経費差額 (匁/2束)	差額合計 (匁/2束)	年間損失額 (匁/1,000束)
大 坂 売	1	宮地四郎兵衛	76.00	73.00	3.00	0.73	3.73	1,865.00
	2	庄原七郎左衛門	82.50	80.00	2.50	0.80	3.30	1,650.00
	3	田原村四郎右衛門	80.00	78.00	2.00	0.78	2.78	1,390.00
	4	加計八右衛門	90.00	88.40	1.60	0.88	2.48	1,240.00
	5	庄原五郎兵衛	84.50	83.00	1.50	0.83	2.33	1,165.00
	6	溝口半之助	81.00	79.60	1.40	0.79	2.19	1,095.00
	7	鶉木次郎左衛門	77.00	76.00	1.00	0.76	1.76	880.00
諸 国 売	8	溝口半之助	84.00	79.00	5.00	4.28	9.28	4,640.00
	9	庄原七郎左衛門	83.50	80.00	3.50	4.30	7.80	3,900.00

出典：天明元（1781）年「御鉄座一件ニ付相対売来候鉄直段ト御座方仕切御直段ト差引之書附」（加計隅屋文庫，2047-4）。

表3 加計隅屋産鉄の仕切回数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
宝暦13			3			3					3		9
明和1		3				3					3		9
明和2				3		1	2			2	1		9
明和3	1	1		1		3					3		9
明和4		3			3				(3)				9
明和5		5	1	3			4			4			17
明和6		3				3				3			9
明和7		3				3				3			9
明和8		3					2			4			9
安永1			4				4			4			12
安永2		4			4				1	4			13
安永3		4				4			1	4			13
安永4		4	1			4	1			3			13
安永5		3			1	3				4			11
安永6	2	1	1			3				4			11
安永7		4				3				4			11
安永8			4			3			4				11
安永9		3				2	1		2	8		3	19
天明1	2	4	4		2(2)		4		4	3	4	2	31
天明2	1	2	3	3	2	3		3		1	3	4	25
天明3	1	1	4	4	4	7		1		3		3	28
天明4	2(3)	3		2	1	2		1	3		3	3	23
天明5										3	3		6
天明6	3				3					3			9
天明7												3	3
合計	15	54	25	18	20	50	18	5	18	64	23	18	328

出典：宝暦13（1763）年～安永2（1773）年「鉄仕切帳」（加計隅屋文庫，150），安永3（1774）年～天明2（1782）年「鉄仕切帳」（加計隅屋文庫，151），天明3（1783）年～寛政3（1791）年「天明三年卯ノ鉄仕切」（加計隅屋文庫，152）

凡例：閏月における仕切回数は（ ）内に表した。

また、表中には加計隅屋産鉄の主要製品7品目以外の仕切回数も含まれている。